

2022年1月17日

各 位



池田泉州銀行

住宅ローンの商品性拡充について
～「自然災害・失業補償特約」の取扱開始～

株式会社池田泉州銀行（頭取 CEO 鶴川 淳）は、2022年1月17日（月）より、住宅ローンに関し、予期せぬ自然災害やお勤め先の倒産等による失業への備えとして、新たに「自然災害・失業補償特約」の取扱いを開始いたします。

近年、日本各地で地震や台風、豪雨などの自然災害により家屋が罹災したり、新型コロナウイルス感染症により雇用環境が影響を受けるケースが発生しています。

本特約はこれからご利用される又は既にご利用いただいている当行の住宅ローンに任意でセット可能で、自然災害の場合は罹災の程度に応じて最大24回分、お勤め先の倒産等で失業の場合は再就職までの間、最大6回分の住宅ローン約定返済金額が払い戻しされます。なお、本特約のセットに際し、住宅ローン適用金利に対し年0.1%の金利が上乘せとなります。

（お取扱い内容の詳細は別紙をご覧ください）

池田泉州銀行は、少しでもお客さまが「安心」「便利」に住宅ローンをご利用いただけるよう、今後も住宅ローンの商品性拡充に注力してまいります。

以 上

自然災害特約・失業補償特約の概要

項目	内容
対象商品	<ul style="list-style-type: none"> 池田泉州銀行でこれからご契約される住宅ローン 池田泉州銀行で既にご契約されている住宅ローン ※フラット 35、無担保住宅資金借換えローン等一部対象外のものが ございます。 ※本特約を契約される時点でお借入期間が 20 年以上あること ※住宅ローンの対象物件が昭和 57 年 1 月 1 日以降に建築された物 件であること
お借入金利	<ul style="list-style-type: none"> 住宅ローンの適用金利に対し、年 0.1%が上乘せとなります。
払い戻しの 条件	<自然災害> <ul style="list-style-type: none"> 自然災害により住宅ローンの対象となる物件が罹災した場合に、罹災の程度（全壊、大規模半壊以上、半壊以上）により住宅ローンの約定返済を一部払い戻します。 罹災の程度は市区町村等が発行する「罹災証明書」にて確認します。罹災の程度により、以下の回数を払い戻します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">全壊…24 回、大規模半壊以上…12 回、半壊以上…6 回</div> <失業> <ul style="list-style-type: none"> 勤務先の倒産、会社事由による解雇等によって失業され、お客さまご本人の労働意思および能力があるにもかかわらず、就職できない場合に、住宅ローンの約定返済を一部払い戻します。 この失業要件に合致するかどうかは、公共職業安定所（ハローワーク）が発行する「雇用保険受給資格者証」に記載の離職理由コードにて確認します。合致すれば以下の回数を払い戻します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">6 回または再就職までのいずれか短い期間</div>
払い戻し金額	払い戻し期間中の住宅ローンの約定返済額（元金と利息）相当額です。
その他	住宅ローンのご利用にあたっては当行所定の審査がございます。審査の結果によってはご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◆自然災害とは

以下を直接もしくは間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失をいいます。

1. 落雷・台風・旋風・暴風・暴風雨・豪雨・雹（ひょう）・雪災
2. 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ
3. 地震もしくは噴火又はこれらによる津波

◆失業とは

ローンのお借入れをされているお客さまご本人が、離職を余儀なくされ、お客さまご本人の労働の意思および能力があるにもかかわらず、就職できない非自発的な失業状態となった場合

※ ただし以下の場合は含みません。

- ①自己の責めに帰すべき理由による解雇、事業主の勧奨による退職
- ②雇用契約期間の終了、定年、定年後の勤務延長、もしくは再雇用の終了または自己の都合による離職
- ③自営業者や公務員、会社役員など雇用保険の被保険者でない方